

農場温室暖房用ボイラー燃料供給単価契約書（案）

茨城県立坂東清風高等学校長（以下「甲」という）と（以下「乙」という）
とは、A重油を乙が甲に供給し、甲が買い受けることについて次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 この契約の要項は次のとおりとする。

- （1）品名・品質 A重油（JIS規格 1種2号）
- （2）単 価 100あたり 円（消費税別）
- （3）契約期間 令和8年11月1日から令和9年3月31日まで
- （4）納入場所 茨城県坂東市逆井2833-115
茨城県立坂東清風高等学校 農場
- （5）代金支払方法 口座振替払

（契約保証金）

第2条 契約保証金は契約金額の100分の10とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

（納入方法）

- 第3条 乙は、甲の発行する「給油伝票」により現品を納入するものとする。この場合に乙は直ちに納品書をもってその旨を甲に通知するものとする。
- 2 甲が必要と認めたときは、乙は甲の指定する試験検査に応じなければならない。この場合において、試験検査に要する費用はすべて乙の負担とする。
 - 3 検査の結果不良品があるときは、乙は、当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日まで良品を納入するものとする。
 - 4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、乙の負担とする。
 - 5 甲の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、乙の負担とする。

（危険負担）

第4条 乙が納品する燃料を使用したため甲又は第三者が損害を受けたときは、甲の責めに帰する場合を除き、乙はその賠償の責めを負うものとする。

（代金の支払）

第5条 乙は、当月中に納入した分を取りまとめたうえ、甲の確認を得てその代金の支払いを甲に請求するものとし、甲は乙から支払い請求書を受領した日から15日以内に代金を支払うものとする。

- 2 請求金額は当該月に納入した総数量に契約単価を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額を加算したものとし、計算過程で生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(事情変更)

- 第6条 甲は必要があるときは、納入物品の内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができるものとする。
- 2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議の上、契約単価の変更を行うことができるものとする。

(解除)

- 第7条 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反した場合、又は乙が次の各号の一に該当するときは、甲は、この契約を解除することができるものとする。
- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- (3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。
- (4) 乙又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。
- 2 甲は、第1項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、これを賠償するものとする。
- 3 甲は、第1項又は第2項の規定により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(談合その他不正行為による解除)

- 第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引

委員会が乙に対し、納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反に対する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) 本契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（権利、義務の譲渡の禁止）

第9条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合、又は信用保証協会若しくは中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 前項のただし書きにより、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済は、甲が茨城県財務会計オンラインシステムによる支出命令等決裁入力をした時に提供されたものとする。

（損害賠償）

第10条 第7条又は第8条の規定により契約が解除され甲に損害が生じたときは、乙はその責めを負う。

- 2 第7条又は第8条による契約の解除により乙に生じた損害については、甲は、その責めを負わない。

（暴力団による不当な介入があった場合の報告義務）

第11条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなくてはならない。

（費用の負担）

第12条 この契約の締結に要する費用及び現品納入に至るまでに必要なすべての費用は、乙の負担とする。

（疑義の決定）

第13条 この契約に疑義のある時、又はこの契約に定めのない事項については甲乙協議の上定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有（電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有）する。

令和 年 月 日

甲（住所） 茨城県坂東市岩井4 3 1 9－1
（氏名） 茨城県立坂東清風高等学校長 鈴木 好史

乙（住所）
（氏名）